

**令和6年度補正予算高度無線環境整備推進事業公募要領**  
**(間接補助事業者向け)**

**1 公募期間**

令和7年1月17日(金)～令和7年2月7日(金) 12:00【必着】

**2 申請方法**

間接補助事業の執行については、令和6年度補正予算においても引き続き、令和6年度当初予算の執行団体である一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会(CIAJ)にて対応させていただきますので、同協会HP(<https://www.ciaj.or.jp/broadband0602/>)をご確認ください。

**3 採択スケジュール**

提出された書類の審査等を行い、令和6年度中に内示及び交付決定を行います。

**4 令和6年度補正予算の概要**

(1) 令和6年度補正予算の執行に当たっては、令和6年度当初予算の執行と同様の地域条件(※)において整備を行う場合が補助対象となります。

※ 過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村又は豪雪地帯

(2) 新たに整備する伝送路を地下に埋設する場合において、整備地域が要件1に該当し、埋設する理由が要件2又は要件3に該当するものに限り、補助率がかさ上げされます。

【要件1】申請の時点で財政力指数が0.5未満の市町村において行われること。

【要件2】南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第3条第1項に基づく防災対策推進地域(以下「防災対策推進地域」という。)又は首都直下地震対策特別措置法(平成25年法律第88号)第3条第1項に基づく首都直下地震緊急対策区域(以下「緊急対策区域」という。)において実施される事業であり、周囲に電力柱等が無い等の理由により、電線共同溝又は共同溝により地下に埋設することが困難な場合。

【要件3】防災対策推進地域又は緊急対策区域以外で実施される事業であり、電力柱の新設が制限されている等の理由により、地下に埋設しなければ整備が困難な場合

- (3) 災害によって被害を受けた設備等を復旧する事業について、新たに電気通信事業者も申請することが可能となりました。

## 5 留意事項

### (1) 案件採択関係

公募申請された案件については、外部有識者の意見を聴取しつつ、全体の申請件数、予算額等を勘案し採択案件を決定します。

なお、応募多数により令和6年度補正予算の額ではすべての案件に対応できない場合には、事業内容に基づき優先順位付けを行った上で、補助金額の調整や令和6年度当初予算又は令和7年度当初予算での執行をお願いする場合がありますので、あらかじめご承知おき願います。

※ 優先順位付けにおいて考慮するポイントの例

- ・光ファイバ未整備地域の解消の度合い（整備対象世帯数の規模）
- ・整備対象エリアにおける光ファイバ未整備学校の有無

### (2) 譲渡手続き関係

自治体設備の民間事業者への譲渡については、「公設光ファイバケーブル及び関連設備の民間移行に関するガイドライン」および「公設光ファイバケーブル及び関連設備の民間移行に関する事例集」

([https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/broadband/index.htm](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/broadband/index.htm) l) の記載内容も確認の上ご検討願います。